

参考資料

1 旧那古野小学校施設活用方針（案）の検討経緯

(1) 旧那古野小学校施設活用検討懇談会

	開催日	場所	出席者数	議題
第1回	2016(平成28)年 4月22日(金)	市役所西庁舎12階 第3会議室	出席12名 傍聴3名	<ol style="list-style-type: none"> 1 はじめに 2 経緯・概要・すすめ方 3 意見交換 <ul style="list-style-type: none"> ・全体のすすめ方 ・当地が担うべき役割とコンセプト 4 その他
第2回	2016(平成28)年 7月15日(金)	市役所西庁舎12階 第18会議室	出席15名 傍聴1名	<ol style="list-style-type: none"> 1 はじめに <ul style="list-style-type: none"> ・第1回地域意見交換会の報告 ・第1回懇談会の確認事項等 2 意見交換 <ul style="list-style-type: none"> ・活用に関する考え方 ・導入機能 3 その他
第3回	2016(平成28)年 10月14日(金)	市役所西庁舎12階 第18会議室	出席15名 傍聴2名	<ol style="list-style-type: none"> 1 はじめに <ul style="list-style-type: none"> ・第2回地域意見交換会の報告 2 意見交換 <ul style="list-style-type: none"> ・事業者ヒアリングについて ・導入機能について ・事業スキームについて 3 その他
第4回	2016(平成28)年 12月16日(金)	市役所西庁舎12階 第18会議室	出席15名 傍聴4名	<ol style="list-style-type: none"> 1 はじめに <ul style="list-style-type: none"> ・第3回地域意見交換会の報告 ・第3回有識者懇談会の確認事項 2 意見交換 <ul style="list-style-type: none"> ・事業者ヒアリングについて ・旧那古野小学校施設活用方針（素案） 3 その他 <ul style="list-style-type: none"> ・「旧那古野小学校」閉校後(平成29年度)の防災機能
第5回	2017(平成29)年 2月17日(金)	市役所西庁舎12階 第18会議室	出席15名 傍聴4名	<ol style="list-style-type: none"> 1 はじめに <ul style="list-style-type: none"> ・第4回地域意見交換会の報告 2 意見交換 <ul style="list-style-type: none"> ・旧那古野小学校施設活用方針（素案） 3 その他

第 6 回	2017(平成 29)年 6 月 9 日 (金)	市役所西庁舎 3 階 第 8 会議室	出席 15 名 傍聴 1 名	1 はじめに ・旧那古野小通信⑤ 2 意見交換 ・旧那古野小学校施設活用方針 (案) ・今年度の取組内容について 3 その他
第 7 回	2017(平成 29)年 9 月 22 日 (金)	市役所西庁舎 3 階 第 8 会議室	出席 11 名 (非公開)	1 はじめに 2 意見交換 ・旧那古野小学校施設活用方針 (案) ・ヒアリングについて 3 その他
第 8 回	2017(平成 29)年 12 月 21 日 (木)	市役所西庁舎 3 階 第 8 会議室	出席 11 名 傍聴 1 名	1 はじめに 2 意見交換 ・ヒアリング結果について ・旧那古野小学校施設活用方針 (案) 3 その他

(2) 旧那古野小学校施設活用検討地域意見交換会

	開催日	場所	出席者数	議題
第1回	2016(平成28)年 6月10日(金)	那古野コミュニティセンター	出席20名 傍聴1名	1 はじめに 2 経緯・概要・すすめ方 3 意見交換 (1) エリア別における当地の担うべき役割 ・有識者の意見について ・当地が担うべき役割について (2)その他 4 まとめ 5 その他
第2回	2016(平成28)年 8月31日(水)	名古屋市立なごや 小学校東校舎 1階会議室	出席20名 傍聴0名	1 はじめに ・第1回地域意見交換会の振返り ・第1回有識者懇談会の確認事項 2 意見交換 ・旧那古野小学校施設活用の考え方 ・導入機能 3 まとめ 4 その他
第3回	2016(平成28)年 11月14日(月)	国際センタービル 第二研修室	出席18名 傍聴1名	1 はじめに ・第2回地域意見交換会の振返り 2 意見交換 ・事業者ヒアリング ・導入機能 ・事業スキーム 3 まとめ 4 その他
第4回	2016(平成29)年 1月20日(金)	国際センタービル 第三研修室	出席21名 傍聴1名	1 はじめに ・第3回地域意見交換会の振返り ・第4回有識者懇談会の確認事項 2 意見交換 ・事業者ヒアリング ・活用方針(素案) ・地域の参画について 3 まとめ 4 その他

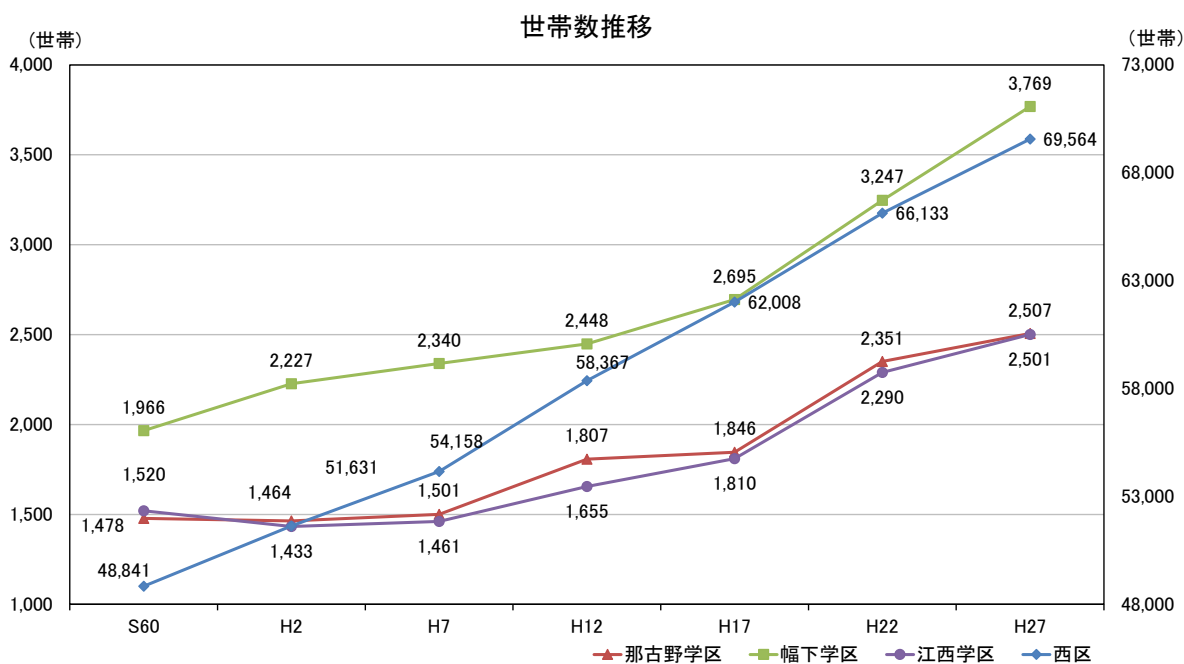
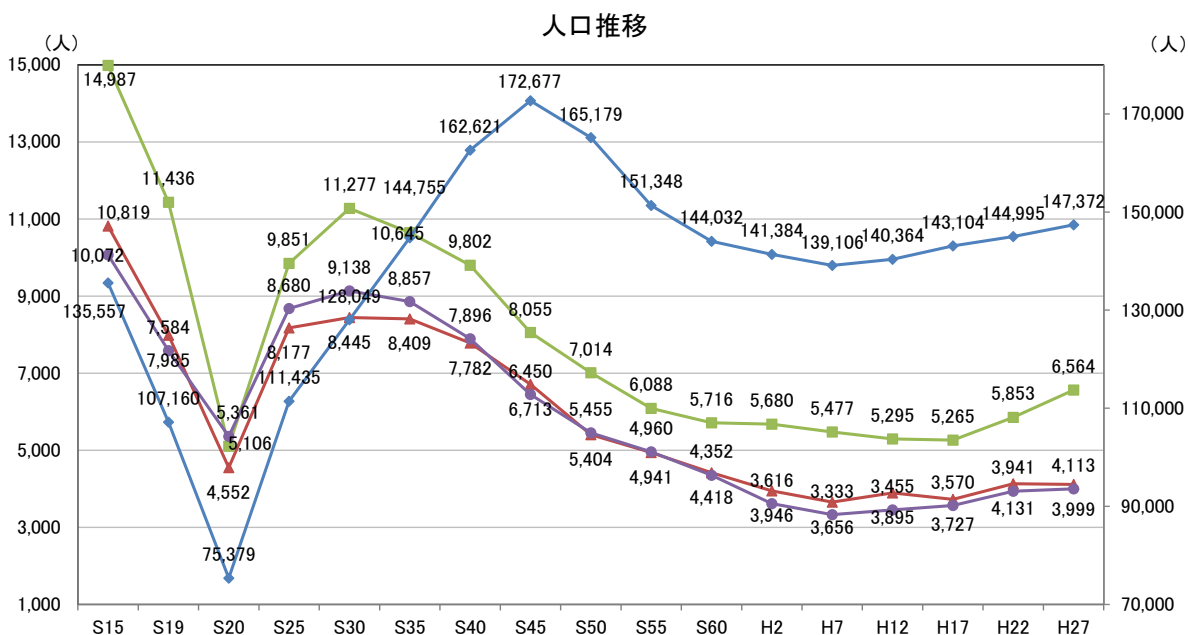
2 有識者懇談会・地域意見交換会の委員

(1) 旧那古野小学校施設活用検討懇談会 委員

	氏名	所属等
学識 経験者	服部敦	中部大学工学部教授
	鶴田佳子	岐阜工業高等専門学校建築学科教授
	水野晶夫	名古屋学院大学現代社会学部教授
行政		防災危機管理局地域防災室長（第2回～）
		財政局財政部アセットマネジメント推進室長
		住宅都市局リニア関連都心開発部都心まちづくり課長
		住宅都市局リニア関連都心開発部リニア関連・名駅周辺開発推進課長
		西区役所区政部地域力推進室長
		教育委員会事務局総務部主幹 (教育施設に関するアセットマネジメントの推進に係る特命事項の処理)
		教育委員会事務局子ども応援委員会制度担当部主幹 (学校規模の適正化)
		住宅都市局都市整備部まちづくり企画課長
オブ ザーバー		名古屋都市センター調査課長

3 検討に使用した資料

(1) 人口や世帯数の推移



出典：統計なごや web 版

(2) 旧那古野小学校に関連する各種計画（名古屋市）

1	名称	名古屋市総合計画 2018
	策定年月日等	2015(平成 27)年 2 月
	概要	<p>「世界のナゴヤ、本物ナゴヤ、ぬくとい市民」の実現をめざして、まちづくりの方向性を明確化するとともに、本市のめざす都市像を実現するために取組む施策等を明示。</p> <p>〈関連施策〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施策 16 防災・減災対策をすすめるとともに、地域防災力の向上を支援します ・施策 32 世界の主要都市としてふさわしい都心機能・交流機能を高めます ・施策 35 歴史・文化に根ざした魅力を大切にします ・施策 36 港・水辺の魅力向上をはかります
2	名称	名古屋市都市計画マスタープラン
	策定年月日等	2011(平成 23)年 12 月
	概要	<p>3 つのまちづくり戦略に基づく重点的な取組みを推進すべき地域（重点地域）として、26 地域を位置付けている。</p> <p>〈戦略 1 都心部の機能強化や名所づくりによる名古屋の魅力・都市力向上〉</p> <p>○納屋橋・四間道地域</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都心の風格とうるおいを創出します。 ・親水性の高い広場や遊歩道の整備をはかります。また、周辺との回遊性を高めるとともに、物販、飲食など集客性の高い施設の集積をはかることで水辺空間と連携した楽しく散策できる環境づくりをめざします。
3	名称	名古屋駅周辺まちづくり構想
	策定年月日等	2014(平成 26)年 9 月
	概要	<p>リニア開業後のまちを見据えた概ね 15 年後を目標年次とし、多様な主体がまちづくりを進めるための共通目標となる基本方針と具体的な取組みをまとめている。</p> <p>〈まちづくりの基本方針〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国際的・広域的な役割を担う圏域の拠点・顔を目指す ・誰にも使いやすい国際レベルのターミナル駅をつくる ・都心における多彩な魅力をもったまちをつくり、つないでいく <p>〈地区の特色を生かしたまちをつくる〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・那古野地区：名古屋駅と名古屋城の間に位置する特性を活かしながら、歴史的な風情や堀川とのつながりを大切にし、ものづくり文化を継承する企業、商業施設、共同住宅、戸建住宅が調和したまち
4	名称	名古屋市観光戦略ビジョン
	策定年月日等	2010(平成 22)年 12 月
	概要	<p>観光を取り巻く環境の変化や名古屋の観光の現状と課題を踏まえたうえで、基本的な視点と目標を設定し。実現に向けた総合的・体系的な計画を策定。</p> <p>〈視点 1 名古屋らしい魅力の創出〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「歴史観光」の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・歴史的資産を活用したまちづくり ○「都市観光」の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・産業観光の推進 ・都市機能を活かした取組み

		<p>〈視点2 観光プロモーションの推進〉 ○教育旅行の誘致 〈視点3 おもてなしの充実〉 ○観光案内の充実とホスピタリティの向上 ・ガイドボランティアの育成・活動機会の創出 〈視点4 広域観光の推進〉 ・中部圏の特性を活かした広域観光の推進 ・広域観光における情報拠点機能の向上</p>
5	名称	名古屋市産業振興ビジョン
	策定年月日等	2016(平成28)年3月
	概要	<p>名古屋市総合計画 2018 のもとでの産業振興施策と就労支援施策に関する個別計画として位置づけ。また、名古屋市中企業振興基本条例(平成25年4月施行)の基本理念を踏まえ、企業の支援や小規模事業者への配慮に関する施策を掲げている。</p> <p>〈プロジェクトに関する施策〉 ○交流の場づくり 産業交流拠点の形成など ○価値づくりの促進 産学行政等の連携によるイノベーションの創出など ○新たな価値を生み出す創業・企業支援地域産業活性化のための創業促進など</p>
6	名称	名古屋市歴史まちづくり戦略
	策定年月日等	2011(平成23)年7月
	概要	<p>身近に歴史が感じられるまちづくりに積極的・戦略的に取り組むため、歴史分野におけるまちづくりの基本方針を策定。</p> <p>〈戦略Ⅰ 尾張名古屋の歴史的骨格の見え化〉 ・方針1 名古屋城の再生と城下町のアイデンティティ継承 ・方針3 有松・堀川など「まち・むら」をつなぐ「道・水」を活かす 〈戦略Ⅱ 世界の産業文化都市・名古屋のまちづくり資産を活かす〉 ・方針1 名古屋の近代化・産業発展を支えた屋台骨の再生</p>
7	名称	名古屋市歴史的風致維持向上計画
	策定年月日等	2014(平成26)年6月
	概要	<p>歴史まちづくり法に定められる歴史的風致を維持、向上するための方針及び重点区域、平成26年度から10年間の事業についてまとめている。</p> <p>〈関連施策〉 ・堀川・四間道界隈に見られる歴史的風致</p>
8	名称	市設建築物再編整備の方針
	策定年月日等	2015(平成27)年9月
	概要	<p>保有資産量の適正化に向け、今後を見据え本市の市設建築物をどのように整備あるいは再編していくのかをまとめたもの。</p> <p>〈主な方針〉 ・2050年度末までに保有資産量を10%削減します ・保有資産量削減に向けた基本ルールを設定します ① 既存施設を更新(建替)する際には、延床面積を縮小する。 ② 新規施設の整備(新設・増設)は行わない。 ③ 社会的なニーズなどへの対応のため、やむを得ず既存施設更新の際の増床や新規施設の整備(新設・増設)が必要な場合には、総量規制(中長期の保有資産量削減目標)の範囲内で対応する。</p>

9	名称	名古屋市アセットマネジメント推進プラン
	策定年月日等	2012(平成24)年3月
	概要	<p>公共施設の現状を明らかにし、今後の維持管理・更新に関する基本的な事項を取りまとめた「基本計画」。</p> <p>〈アセットマネジメントの取り組み3本柱〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経費の抑制と平準化 ・施設の集約化 ・保有資産の有効活用と財源確保
10	名称	都市再生緊急整備地域（名古屋駅周辺・伏見・栄地域）
	策定年月日等	2015(平成27)年7月24日～
	概要	<p>都市機能の高度化及び都市の居住環境の向上を図るため、都市再生の拠点として、都市開発事業等を通じて、緊急かつ重点的に市街地の整備を推進するもの。また、その整備に関する方針については、国が地域毎に地域整備方針として定めることとなっている。</p> <p>2002(平成14)年7月24日（都市再生緊急整備地域指定） 2002(平成14)年10月25日（拡大） 2012(平成24)年1月24日（拡大） 2012(平成24)年1月25日（特定都市再生緊急整備地域指定） 2013(平成25)年7月12日（拡大）</p> <p>〈都市再生緊急整備地域の地域整備方針〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・整備の目標 ・都市開発事業を通じて増進すべき都市機能に関する事項 ・公共施設その他の公益的施設の整備及び管理に関する基本的事項
11	名称	第2次名古屋駅周辺地区都市再生安全確保計画
	策定年月日等	2016(平成28)年2月
	概要	<p>大規模な地震が発生した場合における滞在者等の安全の確保を図るために必要な、退避のために移動する経路、一定期間退避するための施設、備蓄倉庫その他の施設の整備等に関する計画。第1次計画は平成26年2月に策定。</p> <p>〈地区の特性からみた課題と対応方向〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都市再生安全確保施設の確保
12	名称	ものづくり文化のみち
	策定年月日等	2001(平成13)年度～
	概要	<p>「特色ある区づくり推進事業」の一つとして、名古屋駅北東に位置する西区の南部地域を「ものづくり文化の道」としている。「職人の技と産業」、「拠点となる産業観光施設」、「物語のある街並みや商店街」などの資源を活かした活性化に向け、「ものづくり文化の道」構想を推進する</p>
13	名称	ノリタケの森地区計画
	策定年月日等	2017(平成29)年度～
	概要	<p>ノリタケ本社工場跡地に、住宅・商業・産業観光・業務地区を設け、再開発を行う。「ノリタケノの森から広がる上質な潤いのあるまちづくり」をコンセプトとする。</p> <p>〈開発方針〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「ノリタケの森」から広がるみどり豊かなまちづくり ・地域資源の魅力を引き出す「賑わい・交流」のまちづくり ・災害に強い安全・安心なまちづくり

14	名称	名古屋市四間道町並み保存地区保存計画
	策定年月日等	1987(昭和 61)年 6 月 10 日
	概要	四間道及び大船町通周辺の約 2.8ha を「四間道町並み保存地区」に指定。
15	名称	堀川まちづくり構想
	策定年月日等	2012(平成 24)年 10 月
	概要	<p>400 年間にわたり名古屋の歴史とともに歩んだ堀川と、その周辺の歴史・文化資源、まちづくり、市民団体の活動など、堀川をとりまく様々な資産を「民」「産」「学」「官」の協働により、にぎわいを創出し、その魅力を発信するもの。</p> <p>〈四間道エリア〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ビジョン：四間道の町並みに繋がる堀川舟運と荷揚場など往時の堀川の姿を再生する

(3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律による立地規制

①風俗営業

ア. 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例(愛知県条例)で定める地域

条例で定める地域	条例で定める地域に該当する地域	
第一種地域	都市計画法で定める	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域 第一種住居地域、第二種住居地域
第二種地域		準住居地域
第三種地域		その他の地域(都市計画法上の近隣商業地域、準工業地域、工業地域、工業専用地域及び市街化調整区域並びに都市計画法適用除外地域となるが、市街化調整区域では、新たな建物が建築できない場合がある。)
第四種地域		商業地域
第五種地域	名古屋市の区域のうち	千種区 今池 一丁目8~13・29・30番、三丁目4番 四丁目7・9~11番、五丁目1~3・8~13・18~27番 内山 三丁目32・33番 中区 栄 三丁目8~13番、四丁目2~5・7~18・20・21番 新栄 一丁目1・11・12番 錦 三丁目12~14・17~19番

イ. 許可されない地域 (×…許可できない地域、○…許可できる地域)

種類		第一種地域	第二種地域	第三種地域	第四種地域	第五種地域
1号営業	キャバレー	×	×	○	○	○
2号営業	低照度飲食店					
3号営業	区画席飲食店					
4号営業	マージャン店・パチンコ店等					
5号営業	ゲームセンター等					

ウ. 許可されない区域(距離制限)

許可できる地域であっても、営業所から次表の距離内に上欄の施設があると許可できない。

	第三種地域		第四種地域		第五種地域
	大学以外の学校	保育所 病院 有床診療所	大学以外の学校	保育所 病院 有床診療所	
1号~4号営業	100m	50m	70m	30m	距離 規制なし
5号営業	70m	30m	50m		
4号又は5号 営業で3か月 以内の期間営業	30m	30m	30m	30m	

- ・「学校」とは、学校教育法第1条で定められている学校(幼稚園を含む。)
- ・「保育所」とは、児童福祉法第7条で定められている保育所。
- ・「病院」とは、医療法第1条の5第1項で定められている病院。(二十人以上の患者を入院させるための施設を有するもの)
- ・「有床診療所」とは、医療法第1条の5第2項で定められている診療所のうち患者を入院させるための施設を有する診療所。

②性風俗関連特殊営業

ア. 営業禁止地域

種類		禁止地域
1号営業	ソープランド	県の全域
2号営業	店舗型ファッションヘルス	
3号営業	のぞき、個室ビデオ、ストリップ劇場等	商業地域以外の地域及び保護対象施設の敷地から200mの範囲内
4号営業	モーテル	県の全域
	ラブホテル等	商業地域以外の地域及び保護対象施設の敷地から200mの範囲内
5号営業	アダルトショップ	敷地から200mの範囲内
6号営業	出会い系喫茶営業	県の全域

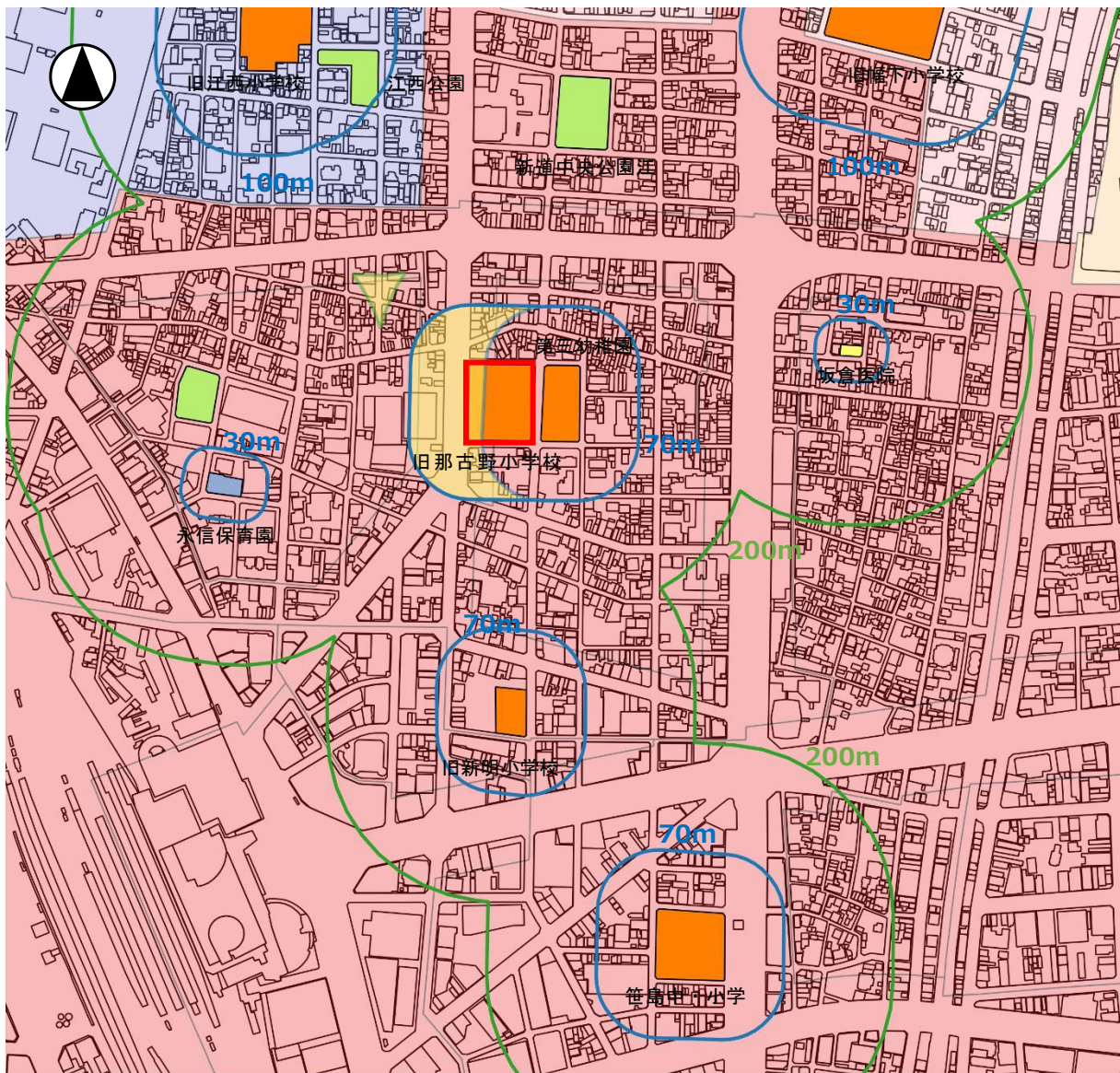
イ. 保護対象施設

一団地の官公庁施設	官公庁施設の建設等に関する法律第2条第4項で定められている施設
学校	学校教育法第1条で定められている学校（大学及び幼稚園を含む。）
図書館	図書館法第2条第1項で定められている図書館 （地方公共団体、日本赤十字社又は一般社団法人若しくは一般財団法人が設置するもの）
児童福祉施設	児童福祉法第7条で定められている施設 （助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童厚生施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設及び児童家庭支援センター）
病院	医療法第1条の5第1項で定められている病院 （二十人以上の患者を入院させるための施設を有するもの）
有床診療所	医療法第1条の5第2項で定められている診療所のうち患者を入院させるための施設を有する診療所
公民館	社会教育法第5章で定められている公民館
都市公園	都市公園法第2条第1項で定められている公園 （都市計画公園・緑地、地方公共団体が都市計画区域内に設置する公園・緑地）

ウ. 制限に係る施設（保護対象施設等）

	風俗	性風俗	区域内
学校	○	○	小学校（旧那古野、幅下、旧江西、笹島、旧新明）、中学校（笹島）、第三幼稚園
保育所	○	○	永信保育園
病院	○	○	—
有床診療所	○	○	坂倉医院
図書館	—	○	—
児童福祉施設	—	○	—
公民館	—	○	—
都市公園	—	○	早苗公園、新道中央公園、江西公園、幅下公園

風俗営業（1～4号）、性風俗営業（3・4の一部・5号）規制区域

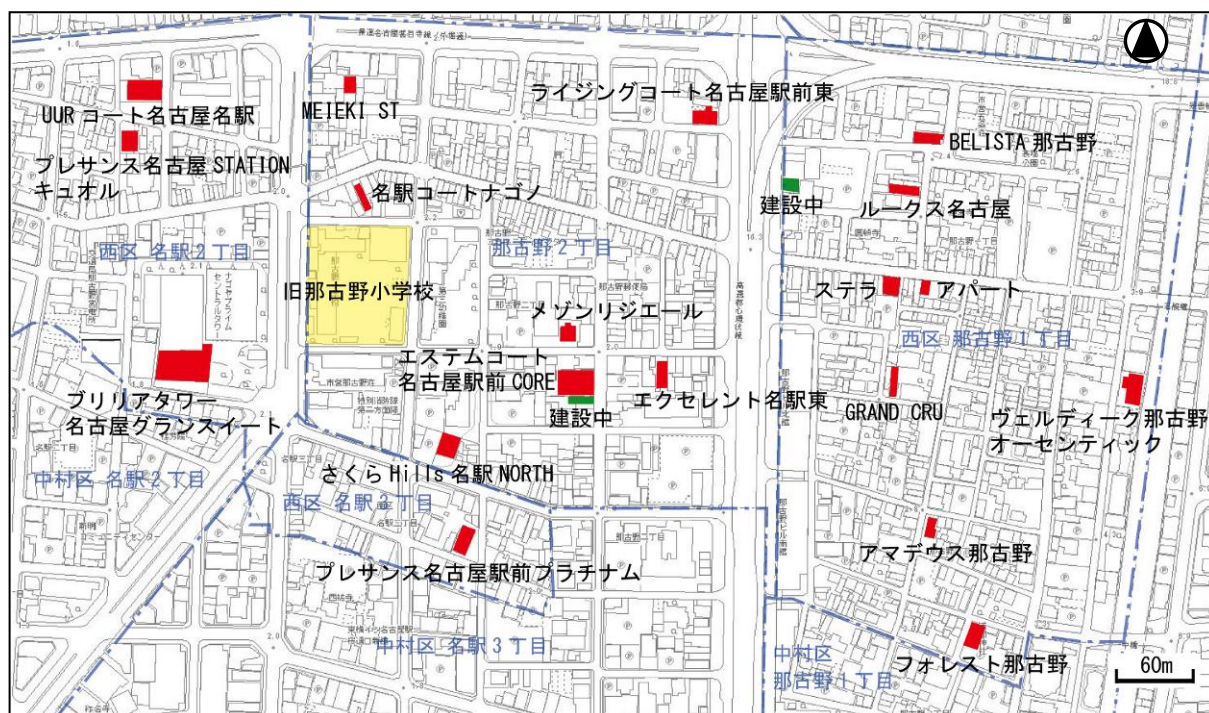


- 制限区域(風俗1～4号)
- 制限区域(性風俗3・4の一部・5号)
- 那古野小がなくなると非制限区域となる区域(風俗1～4号)
- 那古野小がなくなると非制限区域となる区域(性風俗3・4の一部・5号)

用途地域

- 第1種低層住居専用地域
- 第2種低層住居専用地域
- 第1種中高層住居専用地域
- 第2種中高層住居専用地域
- 第1種住居地域
- 第2種住居地域
- 準住居地域
- 近隣商業地域
- 商業地域
- 準工業地域
- 工業地域
- 工業専用地域

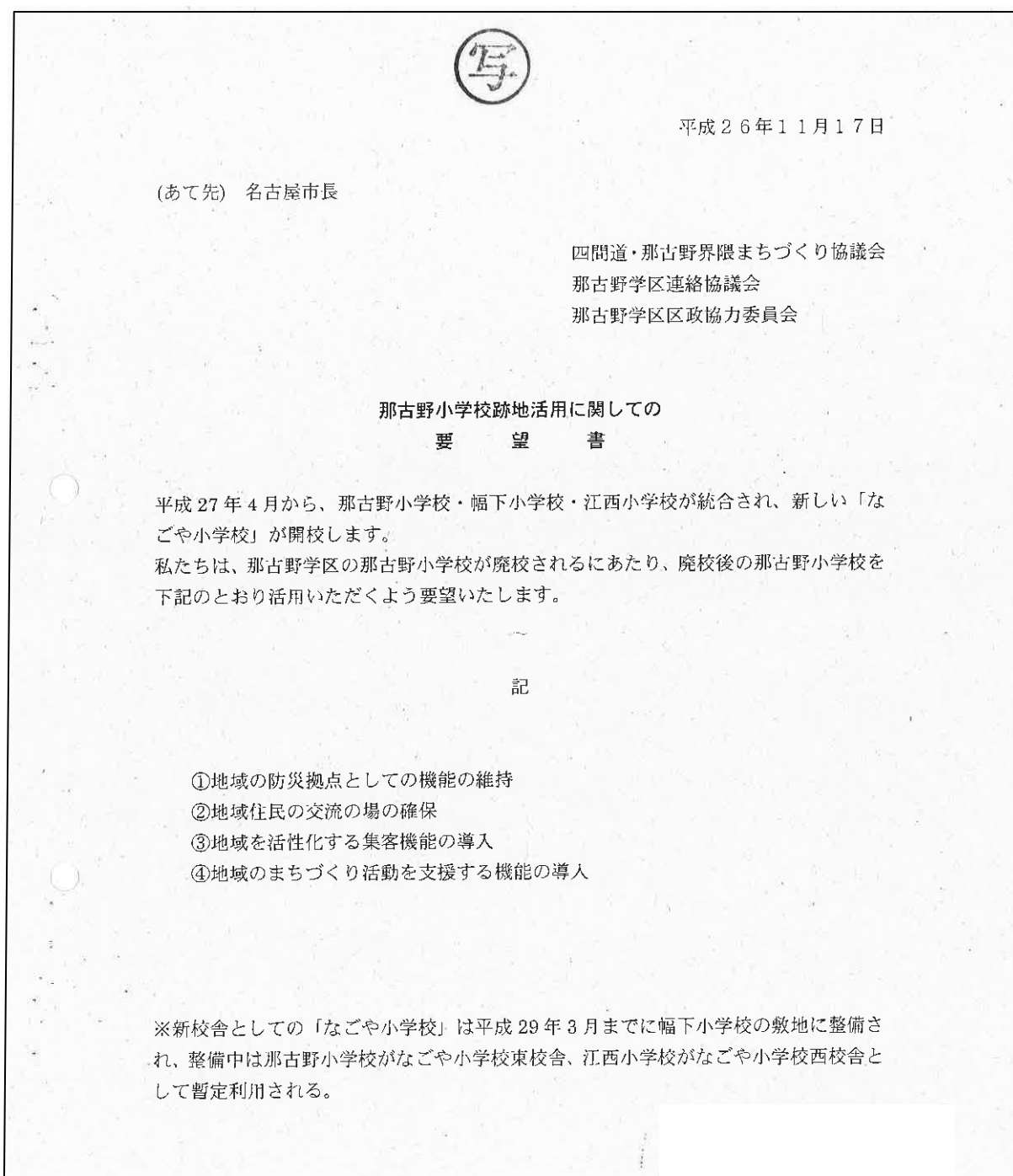
(4) 那古野小学校周辺地区の集合住宅供給状況：2007(平成19)年以降



	名前	住所	戸数	住宅タイプ
1	UUR コート名古屋名駅	西区名駅2丁目5-4	121	賃貸・単身向け
2	ブリリアタワー名古屋グランスイート	西区名駅2丁目27-15	132	分譲
3	プレサンス名古屋 STATION キュオル	西区名駅2丁目6-15	44	賃貸・単身向け
4	プレサンス名古屋駅前プラチナム	西区名駅3丁目7-4	66	賃貸・単身向け
5	ライジングコート名古屋駅前東	西区那古野2丁目1-6	66	賃貸・単身向け
6	MEIEKI ST	西区那古野2丁目11-14	12	賃貸・単身向け
7	名駅コートナゴノ	西区那古野2丁目13-16	18	賃貸・単身向け
8	メゾンリジエール	西区那古野2丁目18-8	24	賃貸・単身向け
9	エクセレント名駅東	西区那古野2丁目21-24	29	賃貸・単身向け
10	エステムコート名古屋駅前 CORE	西区那古野2丁目24-2	86	賃貸・単身向け
11	さくら Hills 名駅 NORTH	西区那古野2丁目25-12	33	賃貸・単身向け
12	BELISTA 那古野	西区那古野1丁目7-6	24	賃貸・単身向け
13	ルークス名古屋	西区那古野1丁目10-4	9	賃貸・単身向け
14	GRAND CRU	西区那古野1丁目20-19	9	賃貸・単身向け
15	ステラ	西区那古野1丁目20-33	6	賃貸・単身向け
16	アパート	西区那古野1丁目20-35	3	賃貸・単身向け
17	アマデウス那古野	西区那古野1丁目25-8	11	賃貸・単身向け
18	フォレスト那古野	西区那古野1丁目28-9	30	賃貸・単身向け
19	ヴェルディーク那古野オーセンティック	西区那古野1丁目37-22	23	分譲
合計			746	

出典：ゼンリン地図 2007.6 とグーグル地図 2016.11 を比較して作成

(5) 地域要望



2014(平成26)年11月16日に地域から提出受けた要望書の一部

(6) 地域への情報発信

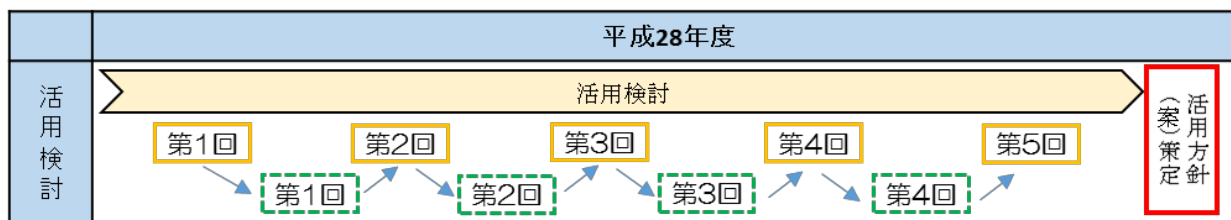
○旧那古野小学校施設活用方針(案)の検討を始めました

平成27年3月に閉校した「旧那古野小学校」施設の活用について、基本的な考え方を示す「旧那古野小学校施設活用方針(案)」の検討を始めました。
学識経験者・行政で構成する有識者懇談会と地域・商店街・まちづくり協議会の代表者で構成する地域意見交換会を設置し、様々なご意見等をいただきながら、検討を進めていきたいと考えています。その第一歩として、平成28年6月10日に「第1回旧那古野小学校施設活用検討地域意見交換会」を開催しました。

○検討の進め方

◆今年度は、有識者懇談会と地域意見交換会を交互に開催し、各会での意見や考えを共有しながら活用の検討を進めていきます。

第0回 …有識者懇談会 第0回 …地域意見交換会



○第1回地域意見交換会でのご意見

第1回目地域意見交換会では、那古野地域の地図を見ながら基本事項を確認し、今年度の検討スケジュールや当地の担うべき役割などについて意見交換を行いました。

(主な意見)

◆今年度の進め方について

- 市としての活用方針(案)は、具体的な案は何もない状態か。
→今の段階では、何も決まっていない。
- これまで要望してきた内容は反映した上で、さらに意見交換をするということか。
→地域からの要望については、最大限答えていきたいと思っている。しかし、この地で全ての要望に対応することは難しいので取捨選択が必要。

◆当地の担うべき役割について

- コミュニティや避難所機能を確保したい。
- 駅前では体験できない、下町の雰囲気に興味がある人が訪れるきっかけの場に。
- 名古屋駅から商店街、名古屋城までのルートをつなぐ集客のしかけが必要。
- 新しく起業したいと思う人や次世代がこの地で頑張りたいと思えるような施設がいい。

◆その他

- 既存施設を活用するアイデアや、実験的な使い方の可能性もあるのか。
→他都市でもそうした事例がある。



◆地域意見交換会の様子

Voice アドバイザー 服部敦教授(中部大学)

今回の意見交換で、地域も商店街もこの地を大切にしていることがよく分かるし、両者の想いも上手くマッチしていると感じた。また、この地を開発するのか、既存施設を活用するのか、ともにメリット・デメリットがある。客観的な立場から、様々な意見をまとめ形にできるように取り組んでいきたい。

○第2回目の地域意見交換会を開催しました！

平成28年8月31日に「第2回旧那古野小学校施設活用検討地域意見交換会」を開催しました。今回は、この地に関係する行政の上位計画や他都市での学校施設を活用した事例等を紹介しました。さらに今後、旧那古野小学校にどういった機能が必要なのか、委員の方と意見交換を行いました。

(左): ホテルを建設予定 〈元清水小校(京都市)〉
 (右上): カフェを併設 〈アーツ千代田3331(東京都)〉
 (右下): 神戸ブランドを発信 〈北野工房のまち(神戸市)〉

●既存校舎を活用した他都市事例



○今後の導入機能について意見交換をしました！

これまでの懇談会と地域意見交換会のなかでいただいたご意見を5つの視点で整理し、導入機能について意見交換を行いました。次回の地域意見交換会でも、引き続き導入機能について議論する予定です。

(主な意見)

◆ゲートウェイ(広域集客)

- 徒歩だけでなく自転車などのまち巡りも視野に入れた交通拠点
- 名古屋駅⇄商店街⇄名古屋城のルートとなる集客機能

◆場所のポテンシャル

- 下町風情が味わえる地域の特徴を活かして、長期的な滞在を促す宿泊施設

◆地域の子カラ

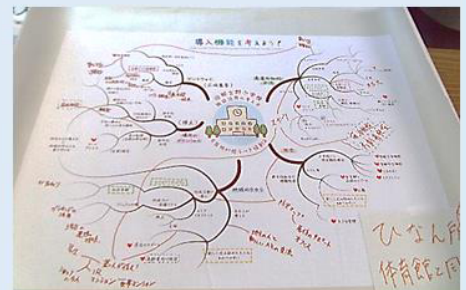
- 地元と新しく住み始めた人との交流機能
- 地域力が発揮できるまちづくりの拠点
- グラウンドを利用した定期的なイベントの開催

◆産業&知的交流

- 名古屋のものづくりが学べるという教室「まちゼミ」を企画し集客に役立てる

◆防災

- 防災機能を持ったスポーツ施設があれば、非常時以外も活用できる



◆当日の意見交換のまとめ



◆意見交換の様子

Voice アドバイザー 鶴田佳子教授(岐阜工業高等専門学校)

産業振興の話では、名古屋のものづくりが学べる教室「まちゼミ」を開催するというアイデアが面白いと感じた。防災機能については、平常時と災害時でのスペースの使い分けをうまくすることで十分併用ができると思っている。また、新しく住む人を既存のコミュニティに取り込めるような活動について具体的に明記できるといいと感じた。

○第3回目の地域意見交換会を開催しました！

平成28年11月14日に「第3回旧那古野小学校施設活用検討地域意見交換会」を開催しました。

今回は、前回に引き続き、導入機能の話に加え、事業者ヒアリングの状況報告や、事業スキームについて意見交換を行いました。

また、最後に「四間道・那古野界隈まちづくり協議会」から、旧那古野小学校の活用について、ワークショップの結果報告がありました。



◆意見交換の様子

○事業スキームのあり方について意見交換をしました！

旧那古野小学校跡地活用における、市民、行政、民間事業者などのお互いの関係のあり方（事業スキーム）について、他都市事例を交えた事業スキームを紹介しました。その後、「まちづくり」「コミュニティ」「防災」などに分類して、市民がどのように関わっていくのか意見交換を行いました。次回の地域意見交換会でも引き続き議論する予定です。

（主な意見）

◆「まちづくり」の観点

○民間事業者から地域へ還元するスキームを考えた時に、その方法はお金だけではないと思う。例えば、旧那古野小に人が集まることで間接的に商店街が潤うということもある。

◆「コミュニティ」の観点

○民間事業者に全て管理を任せてしまうスキームの場合、事業者と地域の間でしっかり連携がとれているか気になる。

◆「防災」の観点

○活用する民間事業者と避難所運営について、どのように関わっていくのかが問題。避難所について市がどのように考えているか伺いたい。

◆事業スキームの1つ「行政・民間・地域連携型」



【具体例】アーツ千代田3331(東京都)

〈地域との関わり〉

- ・区民及び区内の事業者が優先入居できるよう配慮。新たなコミュニティづくりや地域活性化につながる地域交流イベントを実施。
- ・体育館を平日夜、土曜は区の施設として一般開放、2Fの一教室を区民会議室。清掃や鍵の受け渡しは運営団体が実施。

〈防災〉

- ・運営団体は、消防法に基づいた防災組織を結成し、旧練成中学校避難所運営協議会が実施する避難所開設訓練に参加。

Voice アドバイザー 水野晶夫教授（名古屋学院大学）

出席者からの「地域をよくしたい」という熱意がとても伝わってきた。防災やまちづくり協議会から提案されたプランなど、生活者視点を持って積極的に関わろうとすると姿勢が見え、地域の力が強く感じられた。事業スキームについては、地域が参画できる形で実現を模索したい。

○第4回目の地域意見交換会を開催しました！

平成29年1月20日に「第4回旧那古野小学校施設活用検討地域意見交換会」を開催しました。

はじめに、防災について市の説明があり、来年度については、これまで通り学校が避難所となります。再来年度以降については、今後検討していく方針です。

その後、メインテーマである「地域の参画」や、今年度活用に向け検討してきた事項をまとめた「活用方針（素案）」についての意見交換を行いました。



◆意見交換会の様子

○「地域の参画」について意見交換をしました！

前回の地域意見交換会に引き続き、「まちづくり」「コミュニティ」「防災」という3つの視点からみた地域の関わり方について、意見交換をしました。

（主な意見）

◆「防災」の視点

○避難所は、公の力で維持していくものだと思うが、今後も旧那古野小学校を活用していきたいとなると、ある程度地域も力を出して維持していかなければならない。

◆「コミュニティ」の視点

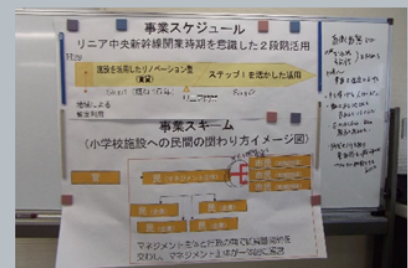
○グラウンドや体育館を様々なスポーツに利用しており、できれば今後も継続したい。民間事業者による活用の際には、話し合いの場を持ちたい。

◆「まちづくり」の視点

○この地域は歴史的地域のもので、ものづくりが盛んであるなど、自分達で魅力を発信していく仕組みができればよい。例えば、堀川を案内するガイドの活動拠点として教室を利用する考えはどうか。

○東京の旧学校施設活用で、地域の町工場と連携しつつものづくりの創業支援をしている事例を見て、長いスパンで地域と関わり合いが持てる仕組みがいいと感じた。

○この地域のまちの様子や活動を高く評価し、一緒に連携していけるような民間事業者に出てきてもらいたい。



◆当日使用した資料

○活用方針（素案）について

今年度、有識者懇談会と地域意見交換会で旧那古野小学校の今後の活用について意見交換を進めており、これまで検討してきた内容についてまとめた「活用方針（素案）」に対して意見交換をしました。

◇当日使用した資料

（主な内容）

○リニア開業頃までを第1ステップ、その後を第2ステップとする2段階での活用

○第1ステップは民間事業者へ貸付けし、既存建物を利用する

○この地を広域から人を集めて周辺地域に回遊を促す拠点、地域力を発信する場を目指す など

Voice アドバイザー 服部敦教授（中部大学）

この地の活用については、地域と民間事業者がどのように関わっていくかが、大事な話になってくる。今後、民間事業者募集のときに、地域がどう積極的に関わるか、これまでの意見をどう反映させるのか、検討が必要だと思っている。また、第1ステップを実績づくりの期間として捉え、積極的に関わり、第2ステップへの関係性をどう保っていくかが重要である。

○旧那古野小学校施設活用方針(案)をまとめました

旧那古野小学校をどう活用していくかについて話し合うため、平成28年度に有識者懇談会と地域意見交換会を行い、中間案として『旧那古野小学校施設活用方針(案)』をまとめましたので、概要をお知らせいたします。

◆活用のコンセプト

「クロスコア那古野～交流・創造・発信の場～」

古きまちと新たなまちが共存する那古野界隈の地域特性を活かし、リニア中央新幹線開業によるまちの変化を受け止め、周辺地域と連携を強化し、様々な人が交わる新たなまちを生み出す拠点を目指します

◆活用の方向性

学校が担ってきた地域防災などの公共性を維持しつつ、貴重な公有財産として事業性の確保を目指します

①広域的な交流の促進

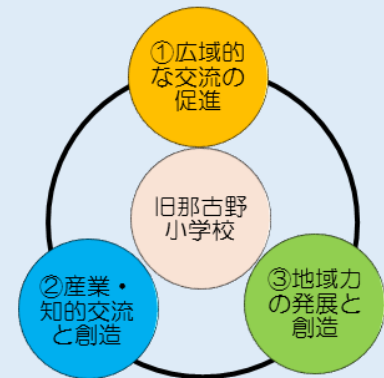
立地や地域資産を活かした集客機能や観光機能等の導入など

②産業・知的交流と創造

周辺の伝統産業等を活かした産業・知的交流の場となるようインキュベーション機能や体験施設の導入など

③地域力の創造と発展

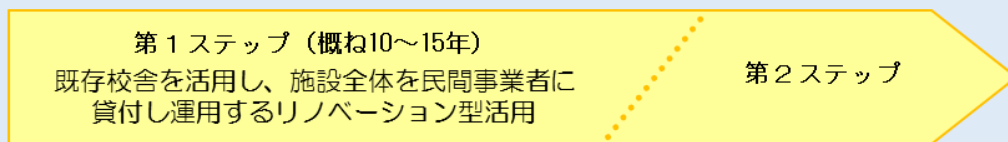
まちづくりの拠点となるよう、事業展開のなかで様々な人が連携する仕組みを取入れる



〈3つの活用の方向性〉

◆整備のすすめ方

- ・リニア中央新幹線開業頃までを第1ステップ(10～15年間)、その後を第2ステップとする2段階で活用します
- ・第1ステップは既存校舎を活用し、施設全体を民間事業者に貸付し運営する



※平成29年度は、地域の皆さんと話し合いをすすめながら、活用方針の策定、民間事業者募集の準備を行います。引き続き、検討の途中経過をかわら版でご案内します。

○活用方針(案)に対する有識者からのアドバイス

服部敦委員 (中部大学工学部教授)

活用の方向性として記載された3つの項目について、大きな方向性は良いと思う。ただし、全体的に言葉が足りない部分や整理しきれていない部分があるので、今後、質を高めてほしい。また、国から得られる補助を取り入れた事業スキームなどもしっかり研究してほしい。

鶴田佳子委員 (岐阜工業高等専門学校建築学科教授)

もともと小学校が持っていた機能としての地域防災やコミュニティの核としての役割を大切にしながらも、加えて、地域の個性を生かした新たな事業展開を考えていくのがよいと思う。こうした考え方は、今後の他の小学校で同様の検討をする際に基本の考え方にもなるのではないかと。更に、財政的な視点からは、周辺の公共施設との機能の複合化・集約化も検討していくことも大切である。

水野晶夫委員 (名古屋学院大学現代社会学部教授)

活用の方向性として、公共性と事業性という2本柱を確保すべきという方針が分かりやすく記載されている。対象地のポテンシャルや、それを踏まえた上での導入すべき機能、そして公共性をどう確保していくかについての具体的な記載もされている。

○ 有識者懇談会で「那古野小学校施設活用方針(案)」について話し合いました

平成29年9月22日に「第7回旧那古野小学校施設活用検討懇談会」を開催しました。
今回は、4月に「旧那古小通信Vol.5」でお知らせした旧那古野小学校施設活用方針(案)について、貸付方法や施設整備、運営方法など詳しい条件等について意見交換を行いました。

今後は事業者ヒアリング等で条件を固め、今年度中に「旧那古野小学校施設活用方針」としてまとめる予定です。
※次回の懇談会は12月頃を予定しています。



◆第7回懇談会の様子

<現時点での活用方針(案)概要>

◎活用のコンセプト 『クロスコア那古野 ～交流・創造・発信の場～』

◎活用の方向性

「広域的な交流の促進」「産業・知的資産を活かした創造」「地域力の創造と発展」の3つの方向性に沿った拠点形成を目指します

◎事業の進め方

- ・リニア中央新幹線開業頃までを第1ステップ(10~15年間)とし、その後を第2ステップとする2段階で活用します
- ・第1ステップは既存校舎を活用し、建替えは原則不可とします
- ・第1ステップは土地建物の売却はせず、施設全体を一括で民間事業者へ貸付けます
- ・第1ステップの民間事業者は、地域と共に施設運営に関する協議会を設立し、連携して地域活性化に取り組むこととします

○ 地域の皆さんと意見交換を行っています！

活用方針をまとめるにあたって、地域の皆さんと意見交換を行っています。

10月2日には、那古野学区連絡協議会・区政協力委員会合同会議で、第1ステップの防災機能やコミュニティ機能等についてご確認いただきました。



<確認いただいた主な事項>

- 災害発生時に必要となる防災機能(指定避難場所、災害救助地区本部、指定緊急避難場所、防災備蓄倉庫)を引き続き、確保する
- 学区主催行事(成人式、クリーンキャンペーン、自主防災訓練、グラウンドゴルフ等)で体育館やグラウンド等を優先的に利用できるようにする
- 平成30年度からは民間事業者への公募に伴う施設使用が見込まれるため、地域による学校施設の暫定利用は平成29年度までとする
- 民間事業者が決まったら、事業者は地域と施設運営に関する話し合いの場を設ける
- 第2ステップの活用については、第1ステップ後半に改めて、地域と協議の場を設ける